「第6次佐世保市行財政改革推進計画」の概要[兼]過去プランとの比較資料

比較項目	集中改革プラン対応版	行財政改革アクションプラン	「第6次行財政改革推進計画」
	【第4次行財政改革】	【第5次行財政改革】	【第6次行財政改革】
位置付け	国の新地方行革指針	[第6次総合計画に基づく]	[第6次総合計画に基づく]
	(H17.3 総務省)に基づく	行財政改革における	行財政改革における
	地方公共団体の行革計画	市の実行計画	市の実行計画
策定の背景	●国の新地方行革指針 (地方公共団体における 行政改革の推進のための 新たな指針)の明示 ●厳しくなる財政状況 (三位一体改革の影響等) ●市町合併後の体制整備 (吉井、世知原、宇久、小佐々)	 市長就任 (1期目:マニフェスト提示) 「第6次総合計画」の策定 厳しくなる財政状況 (地方財政制度の改革等) 市町合併の進展 (江迎、鹿町) 	 市長再選 (2 期目:重点政策提示) 「第6次総合計画」基本計画の見直し及び運用 厳しくなる財政状況の見通し(合併算定替の段階的な終了等) 地方分権の推進(地域主権改革への対応)
計画期間	平成 17~21 年度(5 年間)	平成 19~23 年度(5 年間)	平成 24~33 年度(10 年間) 前期: 平成 24~28 年度(5 年間) 後期: 平成 29~33 年度(5 年間)
基本目標(◆) 改革の方向性(◇)	 ◆収支不足:約80億円の解消(平成18~22年度) ◆職員定数の169人以上削減(平成17~21年度) ※財政収支、定員適正化に係る目標管理に特化。 	 ◆収支不足:約 31.2 億円の解消(平成 21~24 年度) ◆職員定数の 250 人以上削減(平成 19~23 年度) ※財政収支、定員適正化に係る目標管理に特化。 	◆収支不足:134.4 億円の解消 (平成 24~33 年度)を図るなど 財政の健全化を考慮しながら、市民に求められる行政サービスの安定的な提供を目指す。 ◇施策・事業の選択と限られた 行政資源の集中による財政構造と業務プロセスの抜本的な改革 *環境変化に応じた行財政規模の適正化 *行政サービスのあり方の見直し ※行革の本旨・姿勢を含む基本 目標を設定し、その達成に資する改革の方向性を明示。
具体的な取組み	基本方針:4本柱	基本方針:4本柱	基本方針:4本柱[行政運営・財政運営]
	具体的な取組み:33項目	具体的な取組み:25項目	具体的な取組み:28項目

「第6次佐世保市行財政改革推進計画」における主要な取組み

行政運営改革

Ⅰ 行政活動の再構築(事務事業の整理合理化と執行の適正化)

〇行政評価等の手法による継続的な事務事業の改善・見直し〔計画書 P15〕

*スクラップアンドビルド(廃止・抜本的な見直し及び新設)の徹底、サンセット方式(※)の導入等による事務事業の整理合理化と執行の適正化

≪業務プロセスの抜本的な改革≫

※サンセット方式の導入

⇒事務事業の実施にあたり、太陽(サン)が沈む(セット)ように「期限付」とする手法。3 年、5 年の期限を設定し、従来「廃止あるいは統合するとの決定がない限り自動的に継続」してきたものを「成果を検証したうえで継続すべきあるいは抜本的改善(再構築)をすべきとの決定がない限り自動的に廃止する」というような仕組み。

〇公的関与の視点による事務事業の継続的検証〔計画書 P16〕

*「公的関与の基準」による行政が関与すべき事務事業、官民の役割分担の整理を通じた全事務事業の 総点検の実施

≪環境変化に応じた行財政規模の適正化、行政サービスのあり方(水準)の見直し≫

〇補助金等の検証・見直し〔計画書 P17〕

*「公的関与の基準」、「補助金等見直しガイドライン」、「公有財産貸付(使用)料の減免基準」、「受益者負担基準」 の運用

≪行政サービスのあり方(水準)の見直し≫

○情報システム全体最適化による業務改革〔計画書 P21〕

*業務プロセスと情報システムを一体的に最適化するBPR(※)による業務改革の推進 《業務プロセスの抜本的な改革》

%BPR

⇒Business Process Reengineering の略称で、業務やサービスのプロセスを機能別のタスク・要素に分解し、各タスク・要素を全体のプロセスを見直す観点から、部門などの組織の壁を破り、抜本的な再設計・プロセスの再構築を行うことによって、業務やサービスの効率や効果の向上を目指すこと。

Ⅱ 行政体制の整備(庁内執行体制の適正化)

○組織・機構の見直し〔計画書 P23〕

*行政を取り巻く環境の変化や時代の要請による新たな政策課題に機動的かつ柔軟に対応するため、簡素でわかりやすいという視点を考慮しながら、随時、組織・機構の見直し 〔行政センター等の出先機関の再編等〕

〇適正な行財政規模に応じた定員管理〔計画書 P25〕

*定員面での適正な行財政規模を踏まえ、平成33年4月1日現在で1,950人(※地方公共団体 定員管理調査による普通会計部門の職員数)以下の体制を定員管理の目標に設定 《環境変化に応じた行財政規模の適正化》

O人事評価の本格実施〔計画書 P30〕

*勤務実績に応じた昇給制度、人材育成に活用できる勤務評定システム(人事評価システム)の本格的な実施

〇職員研修の充実・強化〔計画書 P31〕

*3C(チャレンジ・チェンジ・コミュニケーション)を実践できる職員の育成に資する、職員研修体系の抜本的な 見直し、職員研修専用の施設確保(人材育成体制の充実)

Ⅲ パートナーシップの構築(市民協働の推進)

〇コミュニティ行政のあり方の検討〔計画書 P34〕

*身近な町内会等自治組織の活性化を含めた新たな地域コミュニティの構築、多元参加型地域コミュニティの あり方についての検討

財政運営改革

Ⅳ 財政の健全化(持続可能な財政運営)

〇適正な財政規模への是正〔計画書 P40〕

- *他都市との比較分析等を通じた標準的な財政需要の明示、行政サービスの見直し等によるあるべき財政規模への是正
 - ≪環境変化に応じた行財政規模の適正化≫

〇自主財源の確保〔計画書 P43〕

*納税しやすい環境の整備[口座振替・特別徴収の促進、コンビニ収納等の便利な収納方法の拡大及び電子申告の推進]

新たな財源調達の観点から、自動販売機設置の入札、有料広告等の税外収入についての積極的な取組み

〇債権管理の計画的推進〔計画書 P45〕

*債権管理検討委員会における全体管理(情報共有、巡回指導など)、非強制徴収債権の新たな債権回収手 法に係る研究及び運用

〇市有財産の適正管理と資産の戦略的活用〔計画書 P46〕

*資産活用基本方針の策定・運用、施設再編事業〔市有施設の整理統合による管理費の削減・効率化〕、市有 地利活用活性化事業〔遊休地の処分にあたり価格鑑定のあり方等の検討、インターネットによる入札等の実 施〕の実施

≪環境変化に応じた行財政規模の適正化≫

〇資産の総合的な経営管理 〔計画書 P50〕

*資産活用における先進的な改革手法であるファシリティマネジメント(※)の導入に向けた調査研究及び実施 ⇒本庁舎リニューアル計画との連携、業務効率性の向上、市民の利便性向上、セキュリティ対策、資産の有効 活用

※ファシリティマネジメント

⇒業務用不動産すべてを最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営 管理(社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会の定義)

〇わかりやすい財政運営(財務情報の提供·財政運営への市民参画) 〔計画書 P51、52〕

- *わかりやすい情報開示(中期財政ビジョンの公表、市民向け説明会の開催、公会計制度改革、税の使途・税 負担の有効性などの説明)
- *市民参画の提案(財政ワークショップなど市民との対話のための方策、財政基本条例の研究) 《行財政運営への理解促進(市民との対話)》